

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第217号）

1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第269号）

- ① 平成28年度～平成30年度に作成された被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面
- ② ①について取調べ監督者に通知した内容が記載された書面

2 本件公開請求に対する処分の内容
不存在決定

3 担当課（所）
警察本部警務部総務課

4 審査請求等の経緯

- (1) R 2. 2. 12 公開請求 (4) R 2. 6. 4 諮問
- (2) R 2. 2. 20 不存在決定 (5) R 3. 4. 9 答申
- (3) R 2. 5. 18 審査請求

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県警察本部（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>(1) 主な争点 本件処分においては、本件対象文書が不存在とされ、他方、本件と併せて請求され、一部公開された被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査結果をまとめた「調査結果報告書」においては、「弁護人からの抗議及び申入書（以下「当該書面」という。）」が端緒となって調査が実施された旨が記載されている。 審査請求人は、これを根拠に当該事案については、苦情の申出がなされたことは明らかであると主張し、これに対し、実施機関は、当該書面は、その内容から被疑者取調べについての苦情の申出ではなく、弁護人からの要望として取り扱われたが、当該書面を端緒として、調査が実施されたと主張している。</p> <p>(2) 当審査会の判断 本件は、当該書面が被疑者取調べにおける取調べ適正化規則第7条の「苦情の申出」に該当するかが争点であるところ、当該書面は、苦情該当性の組織的判断により、苦情に該当しないと判断され、「苦情受理票」は作成されなかったことである。 これに対して、審査請求人は、当該書面が端緒となって監督対象行為の有無の調査が行われたものであるから、「苦情の申出」がなされたことは明らかであると主張している。 しかし、取調べ適正化規則における調査の端緒は、苦情の申出に限られているわけではないことから、例え当該書面が端緒となって監督対象行為の有無の調査が行われたとしても、そのことをもって、取調べ適正化規則第7条の「苦情の申出」があったとすることはできないと思料される。 したがって、苦情該当性が認められなかった当該書面につき、実施機関が本件公開請求①に係る対象文書として特定しなかったとしても、不合理であるとまではいえない。</p>

6 審議経緯 審査回数 4回

答申第217号

答 申 書

令和3年4月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和2年2月12日に次に係る公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求の内容）

平成28年度～平成30年度に作成された以下の書面

- ① 被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面すべて
- ② ①について取調べ監督者に通知した内容が記載された書面すべて
- ③ 監督対象行為の有無の調査結果をまとめた書面（調査結果報告書）
- ④ 石川県警察本部長が石川県公安委員会に報告した、被疑者取調べの監督の実施状況を報告した書面すべて

2 実施機関の決定

本件公開請求に対して、実施機関は、令和2年2月20日付けで、次の処分を行った。

（1）公開決定

本件公開請求のうち、④については、次のとおり対象文書を特定し、公開することを審査請求人に通知した。

（公開を決定した文書）

平成31年1月31日付け公安委員会資料「平成30年中における被疑者取調べ監督の実施状況等について」

なお、平成30年以前の上記資料については、保存期間（1年）超過につき廃棄されているため、存在しない。

（2）一部公開決定

本件公開請求のうち、③については、次のとおり対象文書を特定し、条例第8条第1項の規定による部分公開とし、一部公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

（一部公開を決定した文書）

調査結果報告書（平成29年9月25日付け）、（平成30年3月16日付け）

（一部公開しない理由）

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することによって、特定の個人が識別される情報に該当するため。また、警部補以下の警察職

員の氏名については、慣行として公にしていなかったため。

(3) 不存在決定

本件公開請求のうち、①及び②については、不存在（以下「本件処分」という。）とし、不存在の理由を付して審査請求人に通知した。

（不存在の理由）

当該文書は、請求期間中における苦情の申出がなかったため、作成（取得）しておらず、存在しない。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年5月18日に本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

石川県公安委員会は、令和2年6月4日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、不存在決定の処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由要旨

審査請求人が審査請求書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。

なお、実機機関作成の弁明書及び追加弁明書が送付され、審査請求人の意見が求められたが、審査請求人は、期限までに反論書を提出しなかった。

本件公開請求の③により一部公開決定を受けた平成30年3月16日付け調査結果報告書には、「調査の端緒」欄に「弁護人からの要望（抗議及び申入書）による」旨が記載されているところであり、当該報告書記載の事案については、「被疑者取調べについての苦情の申出」がなされたことは明らかである。

また、審査請求人は、平成28年11月9日付けで〔特定弁護人〕が金沢東警察署長宛に抗議書をファックス送信し、取調べに関する苦情申立を行ったとの事実を把握している。

したがって、請求期間において、弁護人による被疑者取調べに関する苦情申立がなされなかったとは到底考えられない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書及び追加弁明書において主張している要旨は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明書における主張要旨

本件公開請求書の請求に係る公文書の内容に基づき、調査した結果、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に被疑者取調べについての苦情として取り扱われた申出はなかった。

被疑者取調べについての苦情として取り扱われた申出がない以上、当該申出に係る公文書もまた作成・取得されていない。

(2) 追加弁明書における主張要旨

石川県公安委員会や実施機関宛てに申し出られた苦情（被疑者取調べについての苦情を含む。）については、苦情処理要領（平成25年3月27日県相甲達第7号ほか）に定められた苦情受理票を作成することとされているが、本件公開請求に基づいて調査した結果、被疑者取調べについての苦情の申出に係る苦情受理票は存在しておらず、同要領に基づき当該被疑者取調べについての苦情として取り扱われた申出はなかったものと認めた。

平成30年3月16日付けの調査結果報告書の「調査の端緒」欄に記載された「弁護人からの要望（抗議及び申入書）」の書面（以下「当該書面」という。）は、その内容から同要領第9により、被疑者取調べについての苦情の申出ではなく、弁護人からの要望として取り扱われているものである。

なお、当該書面を端緒として、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年4月3日国家公安委員会規則第4号。以下「取調べ適正化規則」という。）第10条第1項の規定に基づく調査を行ったところである。

第5 当審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものである。この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重しつつ、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象文書

(1) 取調べ適正化規則について

本件公開請求は、被疑者取調べに関してなされたものである。被疑者取調べについては、取調べ適正化規則が定められており、同規則には、被疑者取調べに際し、当該被疑者取調べに携わる警察官が、当該被疑者に対し、直接又は間接に有形力を行使するなどの行為（以下「監督対象行為」という。）が行われたと疑われる事案が発生した場合に、警察本部長が指名する「取調べ調査官」が監督対象行為の有無を調査し、その実施状況を公安委員会に報告することなどが規定されている。

具体的に、同規則第7条には「警察職員は、被疑者取調べについて苦情の申出を受けたときは、速やかに、当該被疑者取調べを担当する取調べ監督官にその旨及びその内容を通知しなければならない。」と規定されている。また、同規則第10条第1項には、「警察本部長は、被疑者取調べについての苦情、前条の報告（被疑者取調べの状況等の報告）その他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由のあるときは、取調べ監督業務担当課の警察官のうちから調査を担当する者（取調べ調査官）を指名して、当該被疑者取調べにおける監督対象行為の有無の調査を行わせなければならない。」とし、同条第3項には、「取調べ調査官は、調査が終了した後、速やかに、調査結果報告書を作成し、当該調査結果報告書の内容を警察本部長に報告するとともに、必要があると認めるときは、関係部署に通知しなければならない。」と規定されている。さらに、同規則第11条には、「警察本部長は公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、被疑者取調べの監督の実施状況を報告しなければならない。」と規定されている。

(2) 本件対象文書について

本件公開請求の①から④は、その記載順や記載内容から、取調べ適正化規則の各条項に基づいて、関係書類の公開が求められたものと思料される。

すなわち、本件公開請求の①においては、取調べ適正化規則第7条の被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面、②においては、同規則第7条後段の取調べ監督官に通知した内容が記載された書面、③においては、同規則第10条第3項の調査結果報告書、④においては、同規則第11条の公安委員会に報告された取調べ監督の実施状況の報告書面の公開が求められたものである。

このことは、審査請求人が、本件公開請求の①に関して、令和2年5月20日に「被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面すべて（「抗議及び申入書」、「抗議書」、「申入書」、「警告書」等、「苦情の申出」との表題が付されていない文書においても、調査の端緒となった文書については、「被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面」として取り扱う。）を内容とする新たな公開請求を行っていることや、実施機関の弁明及び追加弁明に対して何らの反論を行っていないことから明らかであるといえる。

したがって、本件審査請求に係る対象の公文書（以下「本件対象文書」という。）は、

取調べ適正化規則第7条に規定する「被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面」及び「取調べ監督官に通知した内容が記載された書面」のすべてであると解される。

3 審査会の判断理由

(1) 本件審査請求の争点

本件処分においては、本件対象文書が不存在とされ、他方、一部公開された「調査結果報告書」においては、当該書面が端緒となって調査が実施された旨が記載されている。

審査請求人は、これを根拠に当該事案については、苦情の申出がなされたことは明らかであると主張し、これに対し、実施機関は、当該書面は、その内容から苦情処理要領第9により、被疑者取調べについての苦情の申出ではなく、弁護人からの要望として取り扱われたが、当該書面を端緒として、取調べ適正化規則第10条第1項の規定に基づく調査が実施されたと主張している。

(2) 取調べ適正化規則と苦情処理要領との関係について

取調べ適正化規則の制定を受けて、実施機関においては、「被疑者取調べ監督実施要綱」(平成23年6月7日制定。平成29年12月21日全部改正。総甲達第7号ほか)が定められており、同要綱の7(1)には、「警察職員は、被疑者取調べについての苦情の申出を受けたときは、被疑者取調べの監督に関する所定の手続と併行して、他の職務執行に関する苦情の申出を受けた場合と同様、苦情処理に係る所要の手続きに従って適切に処理することとなる」と規定されている。

つまり、取調べ適正化規則第7条の「苦情の申出」である場合は、同規則に基づく取調べ監督制度と苦情処理要領に基づく苦情申出制度に係る所定の手続きが並行して行われることになっている。

また、取調べ監督制度においては、「苦情の申出」とは別に、被疑者取調べの状況等の報告やその他の事情から合理的に判断して被疑者取調べにおいて監督対象行為が行われたと疑うに足りる相当な理由があるときは、監督対象行為の有無の調査が行われることになっている。

(3) 申出に係る苦情該当性の判断について

苦情に該当する可能性のある申出(要望・意見等)(被疑者取調べに関するものも含む。)に対する苦情該当性の判断については、苦情処理要領第9「苦情該当性の組織的判断」において、警察本部に対する申出については、「警察宛てに申し出られた苦情に該当する可能性のある申出(明らかに苦情に該当する可能性のない申出以外の全ての申出を意味する。)を受理した所属においては、当該所属の警部(同相当職を含む。)以上の階級にある職員が当該申出の内容について、速やかに苦情に該当するか否かの

判断を行うものとする。」、さらに「監察課は、県民支援相談課警察安全相談室と連携し、監察課以外の所属で苦情に該当しないと判断された申出について、警部以上の階級にある職員が苦情該当性の判断を行うものとする。」と規定されている。

(4) 当審査会の判断

本件は、当該書面が被疑者取調べにおける「苦情の申出」に該当するかが争点であるところ、当該書面は、苦情処理要領第9に基づく苦情該当性の組織的判断により、苦情に該当しないと判断され、「苦情受理票」は作成されなかったとのことである。

これに対して、審査請求人は、当該書面が端緒となって監督対象行為の有無の調査が行われたものであるから、「苦情の申出」がなされたことは明らかであると主張している。

しかし、取調べ適正化規則における調査の端緒は、苦情の申出に限られているわけではないことから、例え当該書面が端緒となって監督対象行為の有無の調査が行われたとしても、そのことをもって、取調べ適正化規則第7条の「苦情の申出」があったとすることはできないと思料される。

また、審査請求人の当該書面以外にも抗議書が提出されている事実を把握しているとの主張についても、当該関係書類の保存期間が満了し既に処分されているため、定かではないが、同様の事情であったものと推測される。

したがって、苦情該当性が認められなかった当該書面につき、実施機関が本件公開請求①に係る対象文書として特定しなかったとしても、不合理であるとまではいえない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

(1) 苦情該当性の組織的判断について

当該書面は、苦情該当性の組織的判断の結果、苦情に該当しないと判断されたが、苦情の申出の受理に関しては、苦情処理要領において、「苦情の申出制度は、国民の利便性に配慮した柔軟な運用を行うことが法の趣旨にかなうものであり、申出者が提出する文書の様式は問わないが、全体の記載から職員の職務執行についての苦情と認められるものは、受理するものとする。」と規定されている。これに照らし、当審査会において、当該書面を現認したところ、「苦情とみなすことも十分に可能ではないか。」、「恣意的な対応も不可能ではなく、苦情申出制度の趣旨が没却されることになりはしないか。」等の意見が出された。

ところが、実施機関によると、苦情に該当しないと判断された場合、その判断理由や過程を記録として残すことは行われていないとのことである。公文書の適正な管理

は、公文書の公開制度の根幹をなすものである（条例第31条解釈・運用基準）ことから、苦情該当性に係る組織的判断の透明性を確保するとともに、事後における妥当性を検証するためにも、苦情該当性の組織的判断に当たっては、その判断理由や過程を文書化することが望ましい。

（2）請求に係る対象文書の特定について

本件公開請求の①の「被疑者取調べについての苦情の申出の内容が記載された書面」との記載からすると、取調べ適正化規則第7条の「苦情の申出」は当然のこととして、苦情該当性を判断する以前の「苦情に該当する可能性がある申出」を含む可能性も否定できないことから、事前に請求者に対して照会するなどの対応もあり得たと思料される。今後、類似の公開請求があった場合には、請求に係る対象文書の特定に十分留意されたい。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 緯

年 月 日	処 理 内 容
令和2年6月4日	○ 諮問を受けた（石公委第45号）
令和2年6月19日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和2年9月7日	○ 実施機関から追加の弁明書の提出を受けた。
令和2年12月22日 （第312回審査会）	○ 事案の審議を行った。
令和3年1月12日 （第313回審査会）	○ 事案の審議を行った。
令和3年2月10日 （第314回審査会）	○ 事案の審議を行った。
令和3年3月22日 （第315回審査会）	○ 事案の審議を行った。